

消費者安全に関する検討委員会 第4回議事録

国民生活局消費者安全課

第4回消費者安全に関する検討委員会

議事次第

日 時：平成20年11月26日（水）9:59～11:59

場 所：三田共用会議所第3特別会議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) リコールに関する取組の現状と課題について

施設分野

医薬品・食品分野

(2) 論点整理について

3. 閉 会

升田委員長 定刻になりましたので、ただいまより第4回「消費者安全に関する検討委員会」を開催いたします。皆様におかれましては、御多忙中御出席いただきありがとうございます。本日は、前回の第3回の委員会に引き続きまして、リコール促進のための取組みの強化をテーマとして御議論をいただきたいと存じます。

それでは、議事に入りますけれども、本日は、まず、前回の委員会で御要望のございました製品以外の分野におけるリコールの現状と課題について、関係省庁の方からヒアリングを行いたいと思います。施設分野、医薬品分野、食品分野の順序で説明を伺いたいと思います。

まず、最初に、国土交通省の方からお願いしたいと思います。

国土交通省住宅局建築指導課長 国土交通省建築指導課長でございます。よろしくお願ひいたします。お手元の資料1につきまして、建築基準法に基づく定期報告制度、それから、事故情報の扱いについて御説明申し上げたいと思います。主としてエレベーターの事故もございましたので、エレベーターをある程度念頭に置きながら整理させていただいております。

2枚めくっていただけますか。横使いのチャートがあると思うんですけども、建築基準法の考え方について、制度がどうなっているかについて御説明したいと思います。

まず、建築基準法は建築物という物に対する規制でございます。この物が適法につくられるか、そして、できた後適法に維持管理がされているかということに対して規制をかけております。言わば事前チェックの仕組みでございます。

手続面で申しますと、建物を建て始める前から建て終わるまでの間は、確認検査制度。建て終わった後の維持管理段階は、これはすべてについてではなくて、特定の建物や特定の設備等についてでございますけれども、定期報告制度という形で維持管理の状態を確認、チェックをしていく仕組みがございます。

確認は、まず建築確認ということで、事前に設計都市を提出していただきまして、その中身が法律に合っているか確認済証を交付いたします。これがあると工事を始めることができるということになります。中間検査というものもあるんですが、工事が終わりますと完了検査というのをいたしまして、これで適法性が確認されれば検査済証が発行されて、建物を使用することができるという流れになってございます。

建物の技術的な基準については、これは構造安全や衛生など、安全、健康に関わるものについての規制というのが基本でございますので、例えば窓やドアなどを一般構造部と呼んでいますが、こういうものについての規定は特にないものもございます。

基本的には建築物の主要構造部分、防火避難。防火避難にも関連しますが排煙等の設備、エレベーター、昇降機といったものが規制の対象になってございまして、それぞれについて必要な技術的基準が設けられているという仕組みになってございます。

定期報告でございますが、これは所有者あるいは管理者が、建築物ができた後、一定期間ごとに行政府に維持管理の状況を報告するという仕組みでございまして、報告に当たりましては1級建築士、2級建築士。それから、それぞれの定期報告に対しては特定の建築物。それから、建築設備、昇降機の3つにまたがってございます。それぞれの専門の技術者を検査資格者ということで設けてござい

して、これらの方々が検査を実施して、特定行政庁に維持管理の状況の特定項目がどうなっているかについて、報告をするという流れになってございます。

言いそびれましたが、基準法自体は行政事事務としては基本的に自治事務になってございます。特定行政庁ということで、全国約 400 余りでございますけれども、都道府県及び一定の市区といったところが担当行政庁になって、これらの確認、定期報告の事務をやっているということでございます。

なお、確認検査につきましては、民間開放ということでして、民間確認検査機関が都道府県、市町村、市区の事務の一部を代行という形でやっているという体系でございます。

少し戻っていただきまして、定期報告制度、1 枚目でございますけれども、今、申しましたことで大体尽きていると思いますが、下の表をごらんください。定期報告の対象を、例えば通常の小規模な住宅みたいなものを対象にしますと過剰規制になりますので、ここにございますような不特定あるいは多数のものが利用する建築物ということで、一定の幅の中で特定行政庁が指定できるようになってございます。

それから、昇降機、排煙設備等の建築設備で、この 3 つが基本的には定期報告の対象でございます。報告検査の内容は真ん中の段。それから、右端に特定行政庁への報告のサイクルの幅が書かれてございます。御参照ください。

この 20 年の 4 月に、定期報告制度について見直しを行っています。2 ページ目をごらんください。背景としましては、港区のエレベーターのあつてはならない死亡事故、それから、これも人用工作物ということで定期報告の対象にいたしておりますが、大阪府吹田市の遊園地のコースター事故といったものも踏まえて、審議会の方で御議論をいただきまして、以下のような見直しをいたしております。

1 つは定期報告に係る項目、検査・調査の方法、判定の基準といったものが従来あいまいでございましたので、事細かに告示で定めるように改正をいたしております。これは検査の中身でございますが、それを踏まえた報告の内容につきましても、検査をした資格者及びその代表者あるいはこれが大事なところなんです、前回の検査から今回の検査までの間に起こった不具合についても、報告対象として新たに追加しました。でございます。

それから、この細かな結果なチェック表の添付を義務づけた。それから、主要な部分の写真等の資料の添付を義務づけたということで、かなり充実した報告をいただくように改正をいたしております。

4 ページをごらんください。建築物等における事故情報の取扱いでございます。従来の建築関係の事故がございましたので、重要な事故情報については消防機関等々と連携をしながら、国土交通省の方に報告をしていただいて、その報告を先ほどの審議会の事故部会に報告し、必要に応じて技術基準の見直し等を行っていくというサイクルでやっておりました。

その事故情報の上がり方については、法令上の報告義務が、例えば設備、エレベーターの製造社でありますとか、特定行政庁にあるわけでございませぬので、これはあくまでも任意の形で行ってきたというのが現状でございます。それで、これら先ほど申しました事故の後、定期報告内容の充実を図りましたので、この定期報告の中で、先ほど申し上げましたような事故情報、不具合情報は、報告義務が所有者または管理者に課されてございます。これが特定行政庁のところまでは、法令の義務で情報が来るという改定になったわけでございます。

あとは、特定行政庁と私どもの方でございますが、これはあくまでも法令上のすべて悉皆の報告義務はございませんが、必要があれば私どもの方から報告を求めることもできるんですけれども、行政庁との間の任意の取り決めという形で、ここにございますような助言を行いました。特に大事なことは、不具合情報の中で事故情報として価値のあるもの。これは幅広にすべて私どもに御報告いただくということで、これは毎月まとめて御報告をいただくこととしております。

今、申し上げましたように、特定行政庁からこのような報告対象、現状では一番下にございますように、事故情報としては従来と同じでございますけれども、人身事故、重傷以上のもの、社会的影響が大きいもの。これは必ずしも重傷者等がいなくても、こういうものについては影響、不具合を見極めて随時御報告いただきます。それから、定期報告の中で事故の予防で特に重要だと認められるものは、悉皆的に御報告をいただくという体系に、現在はなっております。

定期報告の中身は、これは4月に走り出したところでございますので、これをどう整理して、どう生かして行くかというのは現在、走りながら実際の運用を始めているところでございます。適宜、事故部会等に諮りながら必要な基準見直し等を図っていくというサイクルで、当面やっていきたいと思っております。

5ページ目に、最近の主な事件事例とその対応ということで、これは従来の言えば、前のページの事故情報として上がってきたものを私どもの方で受け止めまして、審議会等の御議論をいただきながら、制度の改正につなげたような事例を挙げさせていただいております。先ほどの定期報告の見直しはまさにこういったことから行いました改正でございます。

最後6ページでございますけれども、事故が起きた場合の建築行政の対応ということで、4ページの最後に書いてございましたことをチャートに整理をしたものでございます。御参照いただければと思います。

以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。本来であれば個別に御質問等を受けてもよろしいんですが、3省庁からお話をいただいて、その後まとめて最後に御質問等をいただきたいと思います。

それでは、続きまして厚生労働省の方からお願いいたします。

厚生労働省山本室長 厚生労働省の医薬品等の回収制度につきまして、先に御説明をさせていただきます。医薬食品局監視指導・麻薬対策課監視指導室長をしております、山本と申します。

お手元の資料2 - をごらんいただきたいと思います。1枚おめくりいただきまして、関係する法律といたしまして、薬事法を御紹介させていただきたいと思います。薬事法におきましては、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器といった製品群を規制対象とさせていただいております。法体系全体でいきますと、ここには資料を付けておりませんが、市販前の承認審査あるいは製品基準といったところから、市販後の段階における、承認どおりに物を提供していただく、あるいは必要な情報提供をしていただくというような規制まで、幅広くいろいろな関係業者の皆様には義務づけを規定しているところでございます。

今回は回収ということでございますので、その部分をかいつまんで御説明させていただきたいと思っておりますが、2ページでございます。製造販売業者という名前があるかと思っております。現行の薬事法に

おきましては、製品を市場に提供する一義的な責任を製造販売業者においております。具体的には左の品質管理の基準と黄緑色でくくっておりますが、それから、右側の製造販売後安全管理、いわゆる安全管理の基準の2つを許可の際の要件としておりまして、義務づけをさせていただいております。

具体的には、左側の品質管理の方は物をつくる製造所を管理監督して行って、きちんとしたものが恒常的にできるように、この製造販売業者、いわゆる承認を持っている会社さんですが、そこに常時継続的に活動していただく。それから、万が一品質不良あるいは品質がおかしいのではないかといった情報を得たときには、しかるべく確認をいただいて、回収などが必要であれば、回収を迅速にさせていただくといったことを定めておりますし、また、それに関わる手順書などもつくってください。あるいは品質の責任者なども会社にきちんと設置してくださいというようなことをお願いしております。

右側の方でございますが、医薬品や医療機器といったものは一定の効能や機能と裏腹に、やはりどうしても副作用というものが知られておりますし、また、それをきちんと医療機関の現場の皆様にご覧に知っていただいた上で、そこを十分コントロールしながら使っていただくと、これが製品の特性上どうしても不可欠でございます。

市販し始めると、それまでの承認前に限られた情報でしか得られていなかった部分について、相当幅広に新しい情報が入ってきます。それが既知の場合もございますし、未知の場合もございます。そういったものを副作用あるいは医療機器で言う不具合などというものを、幅広にきちんと情報収集していただく体制は必要だということを、ここで義務づけさせていただいております、それをきちんと集め、そして分析して、必要に応じてきちんとした対応がとれるようにという体制づくり、具体的な手順書、社内体制、そういったことに対する責任者などの設置をお願いしております。

いわゆる車の両輪と私どもはよく呼んでおりますが、物についてきちんと承認どおりに決められたもので、設計どおりにつくっていただくための継続的な活動。それから、市場に商品を出した後に得られるいろいろな情報について、きちんと吸い上げて、それをバックしていただくという体制。この車の両輪がきちんと動いてやっと医薬品や医療機器といった製品というものを適切に使っていただく。あるいは市場に提供していくことができると考えております。

勿論、薬事法におきましては、これ以外に製造業あるいは販売業といった、いわゆる製造販売業者さんでない各企業の皆様もいらっしゃるのですが、一義的にはこの製造販売業者さんが商品に対して責任を持っていただいております。

その下に危害防止措置ということで、薬事法におきまして、その製造販売業者さんは基本的に製品を使うことによって、保健衛生上の危害を発生する等を知ったときには、危害を防止するための必要な措置を講じなければいけないと規定をしております、業者さんの自主的な安全確保措置というのが大事だと考えております。

具体的には、先ほど申し上げました2つの基準以外にも、医薬品、医療機器の特性などで情報収集の法体系が組まれております。3ページにございますように、製造販売業者さん、厚生労働省、それから医療現場の三者を置いておりますが、基本的に医療現場でいろいろなものが発見される、あるいは副作用が起きる、不具合が起きるといった事態が起きようと思っております。

そういうものは、基本的に製造販売業者さんに集められて、それが厚生労働省の方に報告が上がる。これは報告をしてくださいと製造販売業者さんに法律上、義務をお願いしておりますし、医療現場の方々にもそういったものが入った場合には、厚生労働省の方に報告いただきたい。あるいは製造販売業者さんに情報提供をいただきたいということをお願いしております。

それから、製造販売業者さんに対しては、そういった得られた情報を基に、きちんとした対応をとらなければいけないということで、薬事法の77条の3ないしは4、先ほど申し上げたのは77条の4でございますが、いろいろな必要な情報を医療現場に提供しなければいけないという規定も、先ほどの条文とは別に規定しております。また、必要な措置として、そういったきちんと注意喚起などで足りない場合には、上の囲みに入っておりますが、ツールとしてこれはやはり不良品だということで回収、あるいは危ないということで販売の停止といった措置を発動せざるを得ないという場合もあろうかと思えます。

また、行政の方でございますが、左側の囲みでございますけれども、まずそういった製造販売業者さんがきちんと動いていただけるように、業界用語でございますが、必要に応じて緊急安全性情報を至急に発出してくださいと指示させていただいたり、あるいは回収の命令を法的にかけさせていただく。やはり自主的に動いていただくのが一番でございますが、どうしても必要な場合には行政の方から命令をさせていただきたいと思えます。

また、右側の囲みでございますが、厚労省の方から医療現場に直接情報提供をさせていただく、あるいは緊急ファックス情報などを発出するといった、行政から医療現場へ直接の情報発信ということも、仕組みの中には入っております。ただし、一番上の基本は、製造販売業者さんが必要な措置を各種の規定にも準じながら、きちんととっていただくというのが基本かと考えております。

次のページは、今のスライドの関係条文をお示したところでございますのでごらんいただければと思います。

1枚おめくりいただきますと、回収情報の報告制度というものでございまして、囲みにございますように、薬事法では自主回収をした場合には、一定の方式で報告を上げていただくような仕組みにしております。具体的には下の絵にかいておるところでございますが、先ほどから出ております製造販売業者さんは、回収を実施する主体になるわけでございますが、始めた際には回収の報告を都道府県に上げていただき、それらは都道府県からその日中に厚生労働省に上がってくる。厚生労働省はそれを医薬品医療機器総合機構というところにウェブサイトを用意しております、そこに毎日その日の回収情報をどんどん出していく。あるいは厚労省のホームページにも出していくということをしております。

また、製造販売業者さん、企業の方では必要に応じて報道機関に情報を提供する。当然、医療機関にも回収着手をする旨、そしてその必要な情報などをどんどん出していく。この辺りを迅速に行っていくよう、各関係者が連携して努めているところでございます。

6ページでございますが、一口に回収情報と言ってもいろいろな不良品、あるいは問題があるために回収せざるを得ない製品が出ます。私どものところでは回収の案件につきまして、その製品を使うことで健康被害の発生のリスクというのはどうなんだという、リスク分析をしていただきまして3段

階に分けます。クラス が一番重く、クラス が中程度、クラス が不良品ではあるけれども、健康被害は考えられないようなものではないかといった3段階に分類して、それぞれ情報発信をするという仕組みをとっております。

この3段階に分けるのは、医薬品や医療機器のアメリカあるいは欧州でも、同様の3段階に分けて回収の情報を発信する。あるいは仕組みをつくるといった共通のやり方とっております。

ウェブサイトには基本的に回収に関わる、見ていただく方が回収の中身あるいは程度をわかっているだけのような事項を掲載していただくよう、あるいは報告していただくようお願いしております。

1枚おめくりいただきまして、回収件数の推移でございますが、平成12年度から19年度まで、医薬品、医療機器、部外品、化粧品別に分けております。でございまして、何とも傾向は一律になかなか分析できないところでございます。平成17年度から四角の囲み方が少し変わっておりますのは、平成17年度4月から改正薬事法が施行になりまして、それより前は製造と輸入という別で業者を分けておりましたが、17年4月以降は製造販売業者という先ほどから御紹介をさせていただいております業者で、製造であろうが輸入であろうが、製造販売業者ということで一律の体系にしております。そのために統計数字のまとめ方でくらべていただいております。平成19年度1年間のクラス ~ の分類別に分けてみると、下の表のようになります。

更に1枚おめくりいただきまして、最後のページでございますが、こういった自主回収の取組みをしていただいておりますが、やはりどうしても自主回収が不十分だといった事例は出てまいります。そういった場合にさまざまな法律等の規定を行政側が駆使して、保健衛生上必要な措置を講じていくという場面も、たまにあるというのが医薬品などの分野の概要でございます。

以上でございます。

升田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、次に厚生労働省食品安全部の方からお願いいたします。

厚生労働省加地課長 それでは、資料2 - 「食品等の回収制度について」ということで、食品安全監視安全課長の加地と申します。

食品等の回収制度でございますが、医薬品とは少し似ているようで違うところが、まず1ページをめくっていただいて、下に2と書いてありますが、食品衛生法に違反する食品等の回収等の措置ということで、食品衛生法では、まず、行政的な回収命令あるいは廃棄命令を原則としております。

食品衛生法の施行自体は、全国134自治体47都道府県、政令指定都市、中核市、それから、特別区に自治事務として降りておりまして、54条ですけれども、厚生労働大臣または都道府県知事は、食品衛生法上の違反があった場合には食品、添加物、器具、もしくは容器包装を廃棄させ、またはその他営業者に対し危害を除去するために必要な措置を命ずることができるということで、このところに回収命令も含まれております。

最近では、例えば中国産ギョーザの事件やメラミン入りの食品あるいは事故米の食用への転用などといった事例がございましたが、これらについては関係自治体の方から回収命令をかけるという処置をとっているところでございます。

それ以外に、50条の第2項を見ていただきますと、都道府県は営業の施設の内外の清潔保持等々

に、公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定めることができる。これは条例を定めることになっておりまして、その中の食品等事業者が実施する管理運営基準というのがこの条例で定められるんですが、そのガイドラインは私ども厚労省の方から出しておりまして、その指針をガイドラインの中に、10 というところで回収・廃棄でございますが、回収に係る責任体制の手順を定めなさいとか、保健所の指示に従って適切に廃棄等の処置を講ずることです。あるいは回収品の公表について考慮することというようなことが載っています。

3 ページに書いていますのは、いわゆる事業者による自主的な回収に係る部分の根拠条文でございます。食品衛生法第3条は責務として新たに追加された条文ですけれども、この3項に、食品等事業者は販売食品等に起因する、食品衛生上の危害の発生を防止するために、必要な処置を適格かつ迅速に講じるよう努めなければならないということですので、いわゆる食品事業者に対する自主回収というのは、割と最近入ったものでございます。そして、63条でこれも同じ時期に追加された条文ですけれども、食品衛生上の危害の状況を明らかにするように、厚生労働大臣、都道府県知事が公表するというのが、ここの規定になっております。

次のページですが、例えばこれは東京都で行っている自主回収報告制度でございますが、先ほどの3条に基づく事業者が自主的な回収をした場合には、こういうような行政に対して報告制度の義務づけをするということを行っている自治体が、かなりの数に上るといえます。

ちょっと言い忘れましたが、回収命令をかける場合と事業者の自主回収に委ねる場合と2つございます。基本的に健康危害生じた場合あるいは生じるおそれの高い場合は、回収命令をかける。それ以外の、例えば賞味期限が切れていたとか、あるいは原材料を間違えて表示したとか、そういう軽微なものについては自主的な回収に任せるといことで、私どもとしてはやはり健康危害の発生があったかないか、それから、そのおそれの蓋然性に基づいて、基本的には行政的に回収命令をかける、廃棄命令をかける。それ以外は自主回収を促すというシステムになっております。

めくっていただいて、これは東京都ですが、回収の手続の流れになります。

最後のページから2枚目ですが、厚生労働省の方で自治体の方から回収をした品目については報告を求めておりまして、それを厚生労働省のホームページに適宜掲載をしていくということで公表、それから、一般消費者への周知も図っているというところでございます。

以上です。

升田委員長 どうもありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、農林水産省の方からお願いいたします。

農林水産省増田課長 農林水産省の食品産業企画課の増田と申します。よろしくお願いたします。

農林水産省からの食品に関する自主リコールについてお話をさせていただくんですが、初めに若干断わっておきたいのは、食の安全、特に食品の健康危害等につきましては、今、厚生労働省の方からお話がありましたように、基本的には食品衛生法の中で規制あるいは回収命令といった枠組みがございます。それによって命令をかけた、あるいは法の枠組みの中で回収の指導をするというのは厚生労働省あるいはその下の保健所の管轄でございます。

そういった意味から、農林水産省で行っておりますのは、そういった法律の枠組みによる回収命令、

回収指導等とは別に、食品産業を所管するという観点から、主として食品産業における自主的な回収について、適切な対応を促すといった観点での取組みを行っているというところでございます。

そういった意味で、多分、今まで幾つか聞かれている法所管の観点から、いろんな事務をされている省庁とは大分感じが異なるというか、話す内容も異なるかと思いますが、そういう法の枠組みを踏まえて御理解いただければと思っております。

それでは、1ページめくっていただきますと、まず最初に「食品に係る自主回収の現状」でございます。これは独立行政法人の農林水産消費安全技術センターというところが調べているものでございます。自主回収の件数は平成19年度から顕著に増えております。増加の理由は必ずしもはっきりしないところはあるんですが、1つには、幾つか大きい食品に関する不祥事が起きたということがあって、食品メーカーが回収に対してかなり敏感になっているのではないかということが挙げられております。

下に品目別の自主回収の件数が載っておりますが、菓子類あるいは調理食品、冷凍食品やレトルト、弁当といった類のものの自主回収が多いとなっております。自主回収の要因でございますが、一番多いのが表示不適切ということで、例えばアレルギーの表示が欠けていたとか、添加物の表示が誤っていた、あるいは期限表示に誤りがあったといったものでございます。

2番目に多いのが規格基準の不適合ということで、これは指定外の添加物が使われていたとか、あるいは成分規格に合っていなかった、更には残留農薬について基準値を超えていたといった場合がございます。品質不良は異味異臭、変色などがございます。異物混入は生物や鉱物として、例えば製造過程でボルト等が混入したといった異物の混入。容器・包装の不良としては、ペットボトルの密閉の不良や流通過程等でもありますが、小さな穴が開いて、中の製品に影響があるといったものでございます。こういった要因で自主回収が行われているという状況でございます。

2ページ目は、食品に係る事業者団体の回収についての取組みでございます。食品メーカーの業界団体であります財団法人食品産業センターにおきましては、食品事故の拡大防止と発生時の対応について、マニュアルの手引をつくっております。これをもって各食品メーカーに対して、マニュアルの作成を指導しているところでございます。

この目的といたしましては、食品産業において食品に関する問題の発生を、いかに事前に防止していくか。あるいは被害をいかに最小限に抑えていくかというのは、企業経営上あるいは健康被害の防止という観点で非常に重要であるということで、こういったものについて常日ごろからマニュアルという形で準備をして、いざ事故が起こったときに適切な対応をできるようにするというものでございます。

右側に書いてありますが、製品回収についての基本的な考え方が載せられております。この中では、食品の事故は人の健康危害に及ぶおそれがあるため、事故発生時には直ちに製品回収の要否やその範囲を判断し、迅速に対応しろということが書いてございます。

また、回収の判断の基本的な手順といたしましては、健康危害に及ぶおそれがあるとき、多くの場合、食品衛生法に触れる場合が多いわけですが、そういったものについてはまず保健所の指示を仰ぐということがございまして、保健所から指示なり指導があった場合には、その指示に従って回収等を

行う。保健所からの指示・指導がない場合には、下の箱で書いてありますが、健康危害のレベルと事故拡大の可能性、その2つの観点から回収の要否を判断すべきとなっております。

下の箱の上の微生物や異物の混入の場合でございますが、回収の判断のポイントとしては健康危害の程度、重篤な健康被害が及ぶおそれがあるのかといった点と、もう一つは事故拡大の可能性ということで、問題がごく限られた商品の範囲なのか、あるいは多くの商品に同様の問題があるのかといった事故拡大の可能性。この2つの観点から回収の要否を決定すべきと書かれております。

範囲についても、事故拡大の可能性があるとされる範囲全体について回収する必要があるということを書いてございます。

下の段には表示の誤記について、回収の判断のポイントが書いてございます。表示の誤記につきましては、例えばアレルギー表示など健康危害にかなり直結する部分と、賞味期限のように、必ずしも直接健康危害に直ちには結び付かないといったものもございまして。そういった件で表示誤記については、健康の危害への影響と、もう一つは、その表記を信じて買った消費者への信頼を、どの程度損なうものになるのかといったものを考慮して、回収の要否を決めるとなっております。これについても、範囲の判断の仕方としては、基本的には表示の誤記は、例えば原料の仕入れのロットや包装資材の印刷の範囲、あるいは期限表示等は日々印字を行うわけですが、その範囲で特定していくということが書かれてございます。

1ページめくっていただきまして、事故対応マニュアルの整備促進に向けた農林水産省の取組みでございます。農林水産省では、今年の3月に食品産業の信頼性向上自主行動計画作成の手引きというものを公表してございます。

この背景といたしましては、特に昨今、食品産業における食品の偽装表示等の不祥事が多発しているという中で、食品産業全体に対する消費者の不信感が高まっているということから、信頼性向上に向けた食品産業を挙げての積極的な取組みを促すということで、この自主行動計画作成手引きを各食品産業に、いろいろな業界団体等があるわけですが、こういった各団体にこの手引きをもって、それぞれ業界に則した信頼性向上の自主行動計画をつくってくださいということを働きかけております。業界の方でこの自主行動計画をつくって、更にそこに入っております個々の事業者の方々に信頼性向上の取組みをしてもらうということになってございます。

この信頼性向上の自主行動計画には5つの基本原則というのを書いてございます。

1点目は消費者基点の明確化ということで、消費者の視点で考えるということ。

2点目にコンプライアンスの意識の確立。

3番目に適切な衛生管理・品質管理の基本ということで、衛生管理・品質管理に努めていく。

4番目にそのための体制整備ということで、これは品質管理等に向けて、例えば品質管理部門を強化するとか、そういったチェック体制についての言及をしてございます。

5番目に情報の収集・伝達・開示等の取組みということで、具体的な取組み事項として食品事故が発生した場合に、事実確認と原因究明、再発防止等を適切に行うということと、被害拡大防止のため、迅速な告知や回収などを措置するということと、ここでも平時から事故対応マニュアルといったものを整備して、いざ事故が起こったときに適切な対応ができるように、日ごろから準備が必要だという

ことを書いてございます。

右側にありますが、事故対応マニュアルの中に製品回収についても言及がございまして、製品回収についてどう判断していくのか、あるいはどう回収計画を立てていくのかといったことについて、あらかじめマニュアル等で定め、それについては適宜検証するなり、あるいは事故を想定したさまざまな訓練といったものに努めていくことを促しているということでございます。

4 ページ目から、自主回収の実態について若干データがありましたので、それを御紹介したいと思います。これは食品産業センターが6 ページの囲みの中で書いておりますが、19 年 12 月から郵送によるアンケート調査というのをやった結果でございます。回答数 130 でございますので、ごく事例としてごらんいただければと思います。

4 ページに戻りますと、その中で過去 3 年間に製品回収を実施したという企業は全体の 55% となっております。アンケートの先は大企業が過半を占めることもありますので、そういったものを踏まえる必要があると思いますが、食品について言うと、かなり回収は多くなされているという状況がございます。

回収を実施した理由としては、法令に違反しているということ、健康危害の恐れがある、消費者の信頼を確保する、あるいは商品のブランドの維持といったものもあろうかと思えます。または流通、小売店からの要請といったものが例に挙げられてございます。いずれも複数回答ですし、回収を実施した企業も複数回収したという企業もございまして、重複がございまして、

更に 1 ページめくっていただきますと、製品回収の健康危害の程度という質問をしております、これには回答欄として右側の表にありますが、通常では危害発生の可能性がない。一時的または治癒可能な健康危害が発生するおそれがある。重篤な健康危害または死亡に至るような原因があるといったことについて、どの程度の健康危害であったのかというものを質問したものでございますが、これによりますと 78% が通常の危害発生の可能性はないが回収したと書いてございます。

この調査からは食品の回収について、少なくない場合、通常それを食べても健康危害が発生しないという状況で回収が行われているということが伺われるかと思えます。これについては、もう一つその下にありますが、三菱総研の方でも昨年からは、これは食品の回収廃棄と安心安全に関する研究というのをやってございまして、そこに出てくるデータでございます。回収の社告の中に健康被害があると明記したものは、わずかに 2% に過ぎないということで、社告をして回収するという場合であっても、健康被害はないけれども、回収しますといった事例が少なからずあるということが、垣間見られるのではないかと考えております。

飛ばしまして、最後の 7 ページのところには「自主回収に係る食品メーカーの課題」ということが書いてございます。これは自主回収について食品メーカーからいろんな意見等を聞いたものでございます。下にありますのは基本的には個々のメーカーの意見でございますので、全体として集約されているというものではないのですが、食品の自主回収における現状の問題点が、わかるのではないかとということで載せております。

最初の事例でございますが、これを答えていただいた企業においては食品事故等のトラブルについては、基本的には発生の都度、消費者へ情報提供をするということを基本にしている。しかし、公表

した場合には健康危害の可能性がないにもかかわらず、回収を求められる。回収を実施すると、回収をしたことをもって非常に健康被害があるのではないかと受け止められる傾向が強いということをおっしゃっています。

別のメーカーでございますが、個別対応で解決されるべき事案というのは、具体的には拡大の可能性が余りないような事案であっても、事後的に報道に取り上げられることがありますと、社会的な反響が大きくなるということがあって、公表や回収というのも幅広い対応とならざるを得ないということをおっしゃっています。

3番目に、科学的な観点からの安全性の確保と消費者との安心との間には大きいギャップがあるということで、自主回収についての判断に当たっては、むしろ消費者がどう受け止めるかといったことから幅広い対応が必要になってくるという意見がございました。

下から2番目ですが、これは食品の場合ですけれども、ある企業では自主回収や自主公表について、一定の基準を設ける必要があるのではないかとおっしゃっています。例えば健康被害が発生する可能性がある場合には勿論回収でございますが、健康危害の発生ではなくて消費者の商品選択に関する誤った情報、例えば表示のミスといったものについては、基本は交換。あるいは商品には問題がないといったときには、告知だけをして回収はしないといったようなルールをつくると、企業としては行動しやすいといった意見もございます。

ただ、それについては別の観点から自主回収、自主公表については企業の経営方針や経営の戦略などに関わることから、必ずしも一律の基準をつくっても、それに従えない場合もあるということで、これは一律の基準をつくった場合に回収をしないということはないのですが、その線を越えて回収しなければならぬという判断をする場合も、多々あるのではないかとおっしゃっています。

以上でございます。

升田委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまから御説明につきまして御意見、御質問ございましたら発言をお願いしたいと思いますが、なお、この後の事務局からの説明の後に、更に時間を設けて全般的な討論を行っていただく予定しておりますので、ここではただいまの御説明に関連する範囲で御質問等をお願いしたいと思います。

それから、国土交通省の担当の方は、所用のため11時に御退席の御予定と伺っておりますので、その旨留意をお願いしたいと思います。それでは、どうぞ。

厚生労働省加地課長 済みません、少し訂正をさせていただきます。

私、先ほど中国産ギョーザについては回収命令をかけたというお話をしたんですが、あの場合は原因がどこにあるかわからなかったもので、速やかに対応するために自主回収をまずさせたというのが事実でしたので、それは訂正させていただきます。

升田委員長 わかりました。

原委員、どうぞ。

原委員 大変恐縮です。国土交通省の方が早めに退席なさるということなので、国土交通省の方に、もう少し詳しく御説明をお聞きしたいというところがありますので、お願いしたいと思います。

定期報告制度や施設も、今回のエレベーター事故やジェットコースターの事故がありましたので、収集というところに少し力点を置かれてということになってはいますが、以前、遊具ですけれども、箱ブランコの底と地面との間に女の子が挟まれて死亡するという事故があって、そのときお母さんが同様の事故がないかということ調べられました。

そのとき行政も警察も余りそんな事故はないというお話だったようなのですけれども、御自身で30年間分の地方紙を調べられて、かなり報道では入ってきていたと言うんでしょうか、地方紙には相当数は掲載をされていたということがあって、素人で調べてもそれぐらいの情報というのは集められていて、もっと早くにわかることができたら防げたのではないかという話がありました。

やはり集めるというところ、それから、同様の事故が起きると、それ以前にもそういう事故があったというようなこと、今回も女の子のフードが幼稚園の滑り台的な遊具に引っかかって、窒息をするというのがありますけれども、あれも随分前から何度も言われてきたことで、収集と周知というところにもものすごくネックがあるのではないかなという感じがしております。一応一当たり御説明をお聞きしたのですけれども、一層の工夫ということで考えておられることがありましたらお願いをしたいと思います。

国土交通省住宅局建築指導課長 大変貴重な御指摘だと思うんです。私どももそういう問題意識を強く持っています。

設備も含めて建築物で食品や薬と違いますのは、土地に固定しておりますので、逃げませんので、物がどこにあるかは一応把握できるということは多少違うと思いますけれども、そういう観点で今、建築基準法、先ほど申し上げたような仕組みで、できる限りのことをさせていただいているつもりではありますけれども、おっしゃいましたように昔を振り返ると、今のようにインターネット等もございませんし、地方紙を悉皆的に集めるというのはかなり困難だったと思うんです。

今はもうそういう意味では情報化が非常に進んでおりますので、情報収集の手間ということで言えば、格段に進んでいるのではないかと考えています。私どももそういう意味では、新聞情報等はできるだけ網を張ってやろうと思いますが、では漏れがないかということについては、やはり検討課題だと率直に思いますので、これをまた反映させていただきたいと思います。

ブランコについては、実はこれは建築基準法の外なんで、情報として申し上げておくと、公園の遊具そのものに直接の規制はないと思います。後は設置者、管理者の管理責任という観点から、事故が起こればその事故情報を担当部局で共有をして、それぞれの関係のところにお流しするというのを今やっております。

具体的には学校の関係は文部科学省。公園は、一部漏れはありますけれども、基本的には私ども都市地域整備局の公園緑地課。公共住宅の中に遊園地、子どもの遊び場を設けられているケースがございます。これは私ども住宅局ということになってございまして、総連携をして情報収集をして、また発信していくということをやっておりますけれども、今の御指摘はまさに、では実際に後から追って抜かりがなかったかということの思い描きながら、私どもも仕組みをつくっていかなければいけないということで、非常に重要な御指摘だと思います。

11 時と申し上げましたけれども、時間ぎりぎりまでなんとかかしようと思っておりますので、よろしくお

願います。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。青木委員どうぞ。

青木委員 国土交通省にお伺いしたいと思っております。定期報告の法的な義務はあるというお話でございましたが、重大事故に関して発生時に報告義務化という考えはお持ちでございませぬでしょうか。

定期報告、勿論日常のメンテナンスなどを含めて重要だと思っておりますが、収集の中での重大事故報告の義務化というのが、かなり分野広く標準化すべきではないかという考え方を持っておりますので、お伺いしたいと思います。

国土交通省住宅局建築指導課長 建築基準法の体系自体は、先ほど申し上げたようなことで、かなり事前規制型に偏った体系になっていまして、いろいろ法制的な議論もしたんですけども、事前でも縛り、事後でも厳しくかけていくというのはなかなか過剰規制ではないかという議論もございました。

重大事故については、そういう意味で今のところは法制的な縛りがかけられていないし、ちょっと即答できかねますけれども、なかなか難しい議論があり得るのではないかなということです。

升田委員長 ほかにいかがでございましょうか。古田委員、どうぞ。

古田委員 国交省と厚労省の方にお聞きしたいんですけども、両方とも一応回収命令による強制的な回収と、業者の自主的な取組みと2段構えになっていますけれども、これの回収の基準の境目は何か明確な基準があるんでしょうか。それとも、1本で何か自主的に働かないときには強制という形なんでしょうか。

升田委員長 まず、国交省の方からどうぞ。

古田委員、国交省とおっしゃいましたね。

古田委員 ええ、国交省と厚労省です。

升田委員長 義務的なというのはないですね。

古田委員 報告ですね。

国土交通省住宅局建築指導課長 さっき申し上げましたように、個別の事故ごとにある種のリコール情報なり事故情報を、その所有者なり管理者に課すというのは、これは少し法制的な議論をしたところ、非常に事前規制が厳しいもの、基準法の仕組みの中では義務的に課すのは過剰ではないかという指摘を受けて、議論としてはそこまでだったんですけど、それで定期報告という仕組みの中で、事故情報を集めるという形にさせていただいたという経緯でございます。

升田委員長 厚生労働省の方、いかがでしょうか。

厚生労働省山本室長 薬事法の方ですが、御質問は命令をかけるか自主的な取組みに任せるかというお話の境目ということだと思っておりますが、明確にこういった場合には自主的、こういった場合には命令ということはございませぬが、迅速に動いていただくためにも自主的な取組みをまずは促すんですけども、自主的な取組みが十分にいかない、かつ重篤な被害が予想されるという場合に、命令をかけるさせていただくということでございます。

ちなみに命令の根拠条文の中では、保健衛生上の危害の発生や拡大防止が必要な場合に命令をかけ

ることができるとなっておりますので、そこに該当するような場合と法律的には考えております。

厚生労働省加地課長 食品の方は原則先ほど申し上げましたように、命令をかけるというのが、行政的な措置をとるという方が原則でございます、その原則というのは健康危害の発生があった。それから、健康危害の発生のおそれがある場合です。

ただ、このメルクマールが非常に難しく、食品というのは易しそうでも難しく、それは一生懸命食べて健康危害が出るのか、それとも、1回食べただけで出るのかということもありますし、量的な問題、それから、対象とする人が一般の人なのか、乳幼児なのか、あるいは老人なのか。こういうものを全体的に判断して、行政的に処分をかけるかどうかを決めるということになるかと思えます。

ですから、先ほどに申し上げたように、メラミンであるとか、食品衛生法の違反の構成がはっきりしている場合は、余り迷わずにできます。例えば残留農薬のオーバーしたのものなんていうのは、これは一生懸命食べないと危害が出るかどうかかわからないようなものなんです、事実上は形式犯として、基準をオーバーすれば回収命令をかけるというのが原則になってございます。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。廣瀬委員どうぞ。

廣瀬委員 今の関係で建築と、それから、自動車は今日やりませんけれども、拡大可能性みたいなものが、リコールの場合の要件において必要かどうかというところを伺いたいです。一般の消費生活用製品については単発の事故ではなくて、拡大していくというところに注目する場合もあるのですが、食品の場合には、そこにはむしろ余りウェートを置いていないと理解してよろしいのでしょうか。

厚生労働省加地課長 拡大性も考えています。ですから、蔓延防止、拡大防止の観点で回収命令をかける場合も当然あります。

廣瀬委員 それは、一般にはそうなのでしょうけれども、拡大可能性がはっきりしないとか、ない場合でも、1件でもとにかく危ないという場合にも回収命令をかけるかという、そのこのところですか。

厚生労働省加地課長 そこは非常にケース・バイ・ケースの場合がありまして、例えば清涼飲料水に農薬が混入されていて、保健所に危害があったという申し出があった場合です。これは1本だけなんです。被害者は1人だけなんです。その場合には、具体的な例としては自主回収という形になったものがあります。

これは工場に入ったのか。例えば工場に立ち入りしますと、そういう農薬は一切工場では使っていないということが報告されてきました。それから、この製品でほかに全国調べて、被害者がいたのかどうか。1人以外は全然いませんというような場合がケースとして最近結構あるんです。そういう場合には自主的な回収、いわゆる拡大性がないということです。

升田委員長 11時になりましたので、よろしいですか。

国土交通省住宅局建築指導課長 11時半ごろまでいます。

升田委員長 それでは、鶴岡委員どうぞ。

鶴岡委員 国土交通省さんにお伺いします。定期報告制度では特定行政庁の役割がかなり大きいと思うんですけれども、建築確認の手続の中で民間確認検査機関の担当シェアが拡大するにつれて、特定行政庁の体制が非常に弱化してきているという問題が起きていると理解していますけれども、そのギャップをどう埋めるかという検討はされているかどうかという点が1点です。

もう一つ、抜き打ち検査の有効性というのは、いろんな方面で大体理解されてきていると思うんですけども、この検査の中で抜き打ち検査というのを有効に活用される方向にあるのかどうか。この2点をお願いします。

国土交通省住宅局建築指導課長 まず、民間確認検査機関の導入の最大の動機と申しますが、目的は行政庁の方の建築行政担当職員が、なかなか増えないということにございました。

先ほど申し上げたチャートをごらんいただいたように、建築基準法の体系はどうしても確認のところに目が行きますし、世の中でトラブルが起こると大体確認の話が多いんですけども、現実には建物は長きに渡って使われていくということがございますので、その入口のところは非常に技術的にも難しい面も出てきているので、民間の方を活用した方が人材的にも長期的に期待ができるのではないかとということで民間開放をしました。

今日の中には出ていないんですが、勿論その違反の取締りみたいな項目もございまして、随時報告を受けるといような項目もあるんですけども、こういう違反取締り、いわゆる観察という面や今日御説明しました定期報告など、そういう方に行政庁が重きを置いていただけるように民間開放をして、残念ながらしばらくの間は建築行政職員、確認が外へ出たということで急激に減らされたんですが、例の耐震偽装事件以来、確認の責任ということで、市町村の責任も重いということも認識をしていただいたということだと思いますけれども、ここのところは少し増えつつございます。そういう意味で定期報告や観察にもっと力を入れていかなければいけないという認識も広がっていると思います。

問題は、多少、入口の技術的に高度な部分を民間に委ねているものですから、人材、特に技術的な面での人材育成というのは、課題になっているかなという認識をしているところでございます。

抜き打ち検査ですが、そうは言いましても非常に基準法の入口だけ強くて、その後の維持管理のところ弱いという現状は今でも率直に申し上げます。そういう意味で、抜き打ち検査というところまで、法律的には立入調査までできますので、やれないということはないと思うんですけども、現実でそういうことを一定のサイクルでやっていくという体制は、残念ながらないのではないかと思います。ただ、非常に数を限ってやるとか、そういう可能性についてはあろうかと思います。また勉強させていただきたいと思います。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。佐野委員どうぞ。

佐野委員 食品の回収について伺います。農水省さんの説明の中で事故対応マニュアルができていて、5つの基本原則から食品事故対応の手順があり、各社がそれぞれ自主回収する。それはそれで私はいいと思うのですが、各社自主回収をなさって、それをいわゆるこっそり自主回収みたいに、ホームページだけでやっていたり、消費者に見えない場合が非常に多いんです。

自主回収をするのなら東京都の場合は少し違いますけれども、どんな理由にせよ、自主回収していることを報告するよう義務づけるとか、1か所に集めて、消費者にわかりやすい形で対応するということは考えていらっしゃるのでしょうか。

農林水産省増田課長 自主回収については、例えば東京都の場合、自主回収についてもすべて都の方に報告をするとなっておりまして、そういった意味では、今でも自主回収についてそういうルール

があるところはございます。

当省としてすべての情報を集めるかということについては、今のところ、そういうところまでは考えてございません。どちらかという、これは個々の企業が自分の社としてどうしたらいいかということの日ごろからルール化をして、それに従ってもし事故が起きたときには適切に対応するというところでございます。

もう一つ、何らかの事故があったら公表するというを基本にしているところもあるわけですが、一方で公表することによって、本来余り別に危なくもなかったというものが、非常に大きな危険がそこにあったのではないかというとらえ方をされる傾向があることを、懸念されているメーカーの方もいる状況がございます。

升田委員長 厚生労働省の方、どうぞ。

厚生労働省加地課長 厚生労働省の所管の食品衛生法では、回収命令をかけたものは公表、各自治体でも公表されていますし、それを受けて国の方でも公表しています。

それから、先ほどの東京都の事例なんですが、これは安全・安心条例などそういう形で今、各自治体で安全・安心の推進をしております、そういう意味で自主回収をしたものについても、できるだけ公表をしていこうということで、全国でもう今は半分まではいきませんが、そういう条例をつくって大分進んできております。

升田委員長 佐野委員どうぞ。

佐野委員 農水省がおっしゃったように、各社できちんとやってくださるのは非常にうれしいことなんですが、消費者の立場にすると、どこでその回収情報を得ることができるのかわからないわけです。各自治体は各自治体で、これは厚労省関係かもしれないけれども、1か所に集めてその情報を提供していただくということは消費者にとってメリットになります。各社しっかりやっても、消費者には非常にわかりづらいわけで、その辺を消費者にわかりやすくするためにということで伺ったんです。

農林水産省増田課長 一覧性があるとわかりやすいというのは、おっしゃるとおりだと思います。ただ、回収について言うと、なかなか回収そのものの基準が、例えば今、食品の関係で回収の例をいろいろ聞いてみますと、例えば調理食品で通常品より少し焦げた部分が多いとか、そういったものでお客様から幾つか問い合わせがあって回収したとか、かなり回収要因自体も非常に幅広いということもありますので、それを一覧にして全部情報をまとめて見られるようにするということは、今は考えてはおりません。

食品衛生や安全性という観点から公表すべきものは、今でも食品衛生法なり、その運用の範囲で公表はされているし、一覧性をもって公表ができるようになってきているんだと思っております。

升田委員長 よろしいですか。勿論おっしゃる趣旨はわかりますけれども、そういう御発言があったということで、ほかの方も手を挙げておられますので、誠に恐縮です。

東委員どうぞ。

東委員 今のことと関係があるんですけども、食品の自主回収について、厚労省さんの扱っている部分と、農水省さんが扱っている部分の関係や連携ということについて、お尋ねしたいと思います。

厚生労働省さんは、本来は食品衛生法に基づく回収命令ということがベースにあると思うんですが、一方で自主回収についても対応していただいているという御報告をいただいたわけですが。これについて両方に、自主回収に関してその回収情報の収集であるとか、あるいは収集した情報の管理であるとか、消費者への情報の提供の仕方であるとか、こういう部分について両方の省庁での連携なり共有している部分、あるいはそれらの関係の持ち方などについて、少しお話をいただけるとありがたいと思います。

升田委員長 厚生労働省の方、お願いします。

厚生労働省加地課長 では、私の方から、まず御説明しますが、先ほど言いましたように、食品衛生法というのは飲食に起因する危害の発生防止というのが趣旨でございますので、基本的に食中毒であるとか、慢性毒性、農薬の残留基準といったものを、全体として人が一生涯食べていても安全かどうかという点をポイントにしております。

その中で基準を定めるものについては、例えば一生涯ですけれども、個別の食品であれば5 ppm まではいいんですよとか、あるいは0.5ppm でなければいけませんとか、そういう基準もあるんですが、基本的には健康危害なんです。

それが食中毒の事件であるとか、あるいは食中毒事故というものが発生したものを、まず探知するのが保健所なんです。その前がありまして、まず患者さんなりそういう被害者は医療機関にかかっている。お医者さんにかかっている。医師がそれを食中毒なり、あるいは何か健康危害が発生したと思われるときには保健所に通報していただく。これは速やかに通報していただきます。そこから、我々の保健所なり衛生部局の動きがスタートするわけです。

先ほどの回収命令というのは、例えば食中毒を起こしたものがどの範囲にあるのか。それから、説明しませんでしたけれども、抜き打ち検査で食品のスーパーに行って検査をするとか、あるいは工場に行って収去して検査をするといった中での検査で違反が見つかる場合。

それから、保健所に直接消費者の方から、これは何か変なおいがしているという形で持ってくる。あるいは吐き気、あるいは下痢をしたということで苦情を持ってくる。

ただ、そういう場合も必ず医療機関に受診をしていただいて、そこでトリアージをちゃんとしていただく。これは本当にその食品が原因なのか、それともいわゆる思い過ごしなのか、あるいは持病で別の原因があるのか。その辺はきちりと専門家である医師によって判定をしていただいて、その上でその食品に違反性があるかどうかを判断していただくという形になります。

ただ、その食品の範囲が非常に広がりますので、例えば単に表示の活字が1つ抜けていたというような場合もあるわけです。それも製造社の記号が抜けていただけで自主回収する場合もあれば、アレルギー性の物質、例えば牛乳が使用されていたという場合に自主回収することもありますし、同じ活字1つにしても、乳と書くのと営業所の所在地の住所が間違っていたからとか、そういった場合もありますので、いろいろ非常に幅が広いんです。いずれにしても、私どもの方は切り口としては健康被害があった可能性があるかどうか。そこに非常に重要なポイントがあると御理解いただければと思います。

升田委員長 農林水産省の方、お願いします。

農林水産省嘉多山課長 私どもも同じでございますけれども、厚生労働省にお話が来た安全に関する情報は、私どももいただけるということになっています。安全に関する情報は、国民生活局を中心に、政府全体で共有しましょうということになっておりますので、それに従ってやっております。

それから、私どもは、地方に農政局、農政事務所がございます。消費者の方から保健所に行かずに地方の農政局、農政事務所にお問い合わせいただくことがございまして、そういうときは先ほど厚生労働省からお話がありましたように、お医者さんに行ってくださいということをお伝えするのと同様に、そういった情報を本省に集めまして、それを逐一厚生労働省なり国民生活局等関係省庁と共有をしていくという状態でございます。

升田委員長 御質問はとおりだと思いますが、実はその次のテーマも非常に重要でありまして、一度御質問いただいた方はまた別の機会にさせていただいて、特に御質問その他いただいていない委員の方で、どなたかございますか。

中村委員どうぞ。

中村委員 中村です。厚生労働省と農林水産省にお尋ねしたいんですが、2点ございます。

1点目は、リコールをしようという事業者に対して、経済的な支援を所轄官庁として考えている、もしくはそういう方策というものがあるでしょうか。

2点目は、リコールをした後の達成度、どれくらいリコールが貫徹したか、実施で回収なら回収で何%されたか。そういう点をお調べになったことがあるのか。データがあるのか。この2点をお尋ねしたいんです。

厚生労働省加地課長 食品のリコールですか。

中村委員 はい。

厚生労働省加地課長 まず、1点目のリコールの支援はありません。

それから、2点目の回収命令をかけた場合には、当然これは達成がどこまでいったかというのを逐次報告を必要としております。自主回収の場合はどうかというと、これは先ほどの例えば東京都の条例では回収の達成度を報告してもらうようになっております。

ただ、食品の場合はもう食べてしまったというものもありますし、当然賞味期限あるいは消費期限を過ぎて回収をかける場合もありますので、実際の達成度というのは正確なものとは出てこないんです。これは日々腐っていくものですから、どんどんなくなっていきます。それから、食べられてしまったものがどれだけの量なのか。これはわかりませんので、実際に販売されたもの、あるいは製造された量はわかるんですが、返ってきたものが、例えば実際に市場にどれくらいあったのかというのわかりません。返ってきた量はわかります。ですから、販売した量と返ってきた量は分かるということです。

中村委員 なぜこういう質問をするかということ、リコール制度の限界というものを知りたいんです。すなわち、リコール制度をやったところで100%達成できない。その場合にどういう更に手当が必要なのかということを考えなければなりませんので、どれくらいの達成度が普通なのかというデータを、もしあったらお示しいただきたいということなんです。

升田委員長 農林水産省はいかがでしょうか。

農林水産省増田課長 リコールに対する経営的な支援というのは、当方でもございません。業界の中での取組みとしてリコール保険みたいなものをあっせんしているということは聞いたことがございますが、いずれも公的な支援はないということでございます。

達成度についても当方として調べたということもございません。

升田委員長 島野委員、いかがですか。

島野委員 山本室長さんにお尋ねしたいんですけども、最後のページに、御説明の際にこういうケースはまれにございますという御説明だったんですが、今は事故などを知ってからどういうことをするかという、スピードが問われている時代だと思うんですけども、ここに挙げられている事案は、非常に早く対応しているというんでしょうか。それとも、廃棄・回収命令なんていうのはかなり時間がかかってやっている、事例的で結構ですので、どのぐらいかかるのか、非常に大変だった、長くかかったのはこんなところがネックだったとか、蓋然性が高い、低いということがなかなかはっきりしなかったからとか、実際どんな状況なんですか。

厚生労働省山本室長 御質問は、要は間々命令を発動することがありますという点について、時間がどうかということでしょうか。

長くかかる、短くしかかからない、それぞれいろいろなケースがあるのではないかなと思ってはおります。まず、近ごろの話でいけば、大体において自主回収に即座に対応していただきと、まずお願いをするところから始まると思います。ただ、それが徹底されない、あるいはなかなか法律的な命令がないと、動きが悪そうだというケースがあれば、命令が出てくる。あるいは、それよりも前に立入検査というところがございますが、この立入検査というのはそれほど大仰でもなく、頻繁に都道府県で監視員がこの薬事法の69条という、強制的な立入検査を実施しますので、そういう意味では早いものは勿論かなり早く、一覧表として書いておりますが、発動するところでございます。

ただ、例えば回収命令とかそういうものは、やはり自主回収、自主的な取組みでは保健衛生上十分かどうか分からないといったときにかけるのかなと思います。頻度や回数は自主回収に比べて多くはないので、それなりの必要性を認識したときと御理解いただければと思います。

ちょっと事例が今、思い浮かばないので恐縮ではございます。

升田委員長 ありがとうございます。

それぞれまだ御質問の向きの気配も感じるんですけども、次のテーマもありまして、ヒアリングはこれで終了させていただきたいと思います。3省庁にはどうも御多忙中ありがとうございました。

それでは、続きまして前回御議論いただきましたものを踏まえまして、論点整理案が作成されておりますので、事務局の方から御説明をお願いします。

野村消費者安全課長 お手元の資料4、論点整理案という資料をごらんいただければと存じます。

前回第3回の委員会で論点(案)というペーパーを用意させていただきました。それに関する御意見をいただきましたこと、それから、その会議の後に事務局の方に御意見もちょうだいしてございます。それらに関しまして加筆修正をさせていただいているものでございます。加筆修正をしてございますところは下線を引いてございます。

「1.迅速、的確なりコールの重要性」という部分でございます。ここはリコールの促進に当たっ

て行政の役割、事業者の役割、消費者等に期待される役割等々に関して、基本的な考え方を整理すべしといった大所高所の御指摘があったかと思えます。それに関して対応して、付け加えさせていただいております。

2つ目の のところでございますが、リコールには行政による安全規制の一環としてのリコールと、企業の自主的な判断に基づく自主リコールとがある。近年では自主リコールが増加する傾向にあり、その在り方の適正化が求められている。こうしたことから、4つ目の ですが、リコール促進に向けて官民の共同の取組みとして、リコールの開始決定や最適方法の選択、消費者に伝わりやすい伝達の在り方などについて、分野横断的な共通指針を策定するとともに、それに沿って対象分野ごとに特性に応じた指針づくりを進めるべきであるということです。

5番目でございますが、消費者の安心・安全の確保の観点から、リコールに関する判断をすべて事業者に委ねることが妥当でない場合が考えられ、そうした場合における行政や消費者団体等の関与の在り方等についても検討を進めるべきであると整理をさせていただいております。

2番目以降でございますが、共通指針を策定する場合のポイントということで、基本的には整理をさせていただいております。

2番目のポツでございますが、2つ目の でございますけれども、危険性がないにもかかわらず、リコールが行なわれるなど、混乱が生じるようなケースがあるという御指摘がございました。それに対応しての記述を付け加えさせていただいております。

4番目の の部分、リコールの対象を考えると、サービスも対象になり得るのではないか。そういうものもとらえていったらどうかという御指摘について、加筆をさせていただいております。

2ページ目の頭でございますが、リコールの観点はメーカーだけではなくて販売業者、点検業者、修理業者、事業者団体等々が協力するということの重要性について、御指摘をいただいたことにつきまして、加筆をさせていただいております。

「4．リコール開始の意思決定」に関しましては、いろんな御指摘をいただきました。1つ目の で基本の考え方を事務局の方で加えさせていただいております。リコールは安全性を各対象品によって、消費者被害が生じたこと、あるいは生ずるおそれがあることがわかり次第回収する必要がある。ここは少し抑制的に書いてございますので、御指摘がいろいろあり得るかと思えますが、たたきとして書かせていただいております。

2つ目の 、リコールの開始の判断やリコールの方法の選択は、危険性の程度に応じて適切に行われるべきと、1．の御指摘に対応した記述でございますが、そのための目安の共有化を図る必要があると、事務局の方で付け加えさせていただいております。

3番目の でございますが、リコールの開始に関しまして拡大可能性、多発生あるいは1回限りであっても、特異性等などの要素も勘案する必要があるという御指摘について、加筆をさせていただいております。

4番目の 、乳幼児、児童、高齢者等の傷害が生じた場合、こういうものは一般に危険度を高く評価すべきだという御指摘をいただいております。

5つ目の でございますが、製造業者、輸入業者のほか、関連事業者の協力について1．の指摘に

対応した記述でございますが、それらの責任の明確化を図る必要があると、事務局の方で追加させていただきます。

「5. リコールの対象・方法」の3つ目の は、1. と同様でございますが、サービスについてもリコールの対象になり得るという記述。

それから、その上2つ目の でございますが、どこまでリコールを行うかは、事故の重大性や対象品の危険性と相関して判断される必要があると、1. に対応する記述がございますけれども、そのための目安と共有化を図る必要があると付け加えさせていただきます。

3ページ目の「リコールの広報・伝達」でございますが、1つ目の 、多様な媒体を組み合わせると効果的な広報・伝達を行うべきであるというところは、メディアの協力も必要だという御指摘について加筆をさせていただきます。

2つ目、リコール社告に関するJIS規格についてでございますが、食品施設等の分野でも参照されることが望ましいという御指摘について、加筆をさせていただきます。

それから、中小企業に関して1事業者のみで対応できない場合に関して、事業者団体との連携等が推奨されることについて。

4つ目の でございますが、関係する事業者が保有する顧客リスト等を活用して、直接消費者にリコール情報が提供されるような仕組みの検討が必要だという御指摘について、加筆をさせていただきます。

7. モニタリングのところでございますが、3つ目の でございますけれども、リコール実施者と行政機関、事業者団体、消費者団体その他関係機関の間で、共有する仕組みの検討が必要なのではないか。

4つ目の でございますが、製品とのトレサビリティ体制の整備・充実が必要でないかという御指摘について、加筆をさせていただきます。

「8. リコール終了の意思決定」の1つ目でございますが、リコールが終了という概念が難しいということであったかと思いますが、仮にということで、こうしたことが目安として考えられると修文させていただきます。

9. 関係機関等の連携に関してでございますが、1つ目の 、事故情報の集約、開示・公表ということは、これは事業者がリコールに動かざるを得ない環境整備という観点からも、積極的な推進が必要なのではないかという御指摘。

2つ目の でございますが、リコール実施者が行政機関等に報告する仕組みなどの検討が必要なのではないかという御指摘について、加筆をさせていただきます。

最後4ページ目でございますが、共通的な指針の策定をこれからするという場合に、用語について広く関係者に共有していただく必要がございますので、この委員会といたしまして共有されておりますかなという用語について、整理をさせていただきます。

でございますが、リコールというそもそもの定義がございませんけれども「リコールとは、消費者による消費、使用又は利用の対象品が安全性を欠く場合において、その対象品による影響を最小限とするために必要となる是正措置をいう」としてございます。

より具体的には でございますが、リコールの方法というのは、こういう是正措置の内容を言い、その内容としては消費者から対象品を引き取る、対象品の点検・修理・交換を行う、対象品の代金返還を行う、流通・販売段階から対象品を収去する、消費者へリコールに関する情報提供を行う等々というものが、広くリコールの概念として定義されると整理をさせていただいております。

また、これらの前提としまして、安全性という用語に関しましてですが、 でございますけれども「安全とは、消費者の生命又は身体に被害が生ずる危険性が、許容可能な水準までに抑えられていることをいう」と定義させていただいております。

説明は以上でございます。

升田委員長 今、御紹介いただきました論点整理を基にしまして、分野横断的な共通指針の策定という作業が行われるということになっておりますので、それを前提に御議論いただきたいと思っております。

関連しまして、廣瀬委員から資料5としてペーパーが出ておりまして、勿論紹介いただきたく思うんですけども、長文なものですので、誠にもって恐縮ですけども、大変お読みいただきたいと思うんですが、特に強調されたい点を1つ御紹介いただきたいと思っております。

廣瀬委員 2つお話をさせていただきたいの。1つは自主リコールというものを中心にどう考えたらいいかということがこのペーパーのメインの部分ですけども、今日のお話にもありましたように、国等による強制的な回収命令等との関係が非常にわかりにくいということがありますので、それらを含めてみたときには法的にどこまで一般的に要求されるべきものなのか、あるいは回収命令等が要求されない場合、自主的にやる場合にはどういうことになるのかということ、リコールの要件等を考える前提として全体にできるだけ整理しておきたいと思ひまして、メモを作ってみたというものです。

現在、例えばISOも来年の2月にリコール関係の新しい基準づくりに取り組むとか、OECDでも昨年10月に会議があって、なかなか面白い新しい議論があったようですが、今日はそういう国際的な近時の動向についての話はしませんし、このメモにも余り書いてありません。

2点目と申しますか、中身についてはそういう意味で1ページ目の(1)が、法的にどういうふうな、これまでの判例等々でどこまで自主リコールというものを要求しているのだろうかということを見たものであります。

特に のスモン事件というのは皆さんも御存知だと思いますが、薬害の大変な事件だったわけですけども、この中で、判決は薬品メーカーに対し、予見義務というもの、結果回避義務というものの2つの義務を挙げております。特に予見義務についてはいろいろありますが、事業者は、販売を開始した後も、製品販売した製品についての情報に目を光らせていて、とにかく疑惑が発生したら更に実験調査をして、大丈夫かどうか等確認しろと言っております。

そして、その結果、中段ですが、その副作用の存在を疑うに足る相当な理由、これを「強い疑惑」と呼んでいるのですが、こういうものがあつたらば、次の結果回避義務として、そこでまた幾つかのレベルでやることあるだろう。公表とか医師やその他への指示、販売の停止あるいは全面回収。こういうランク付けをして義務を課しているわけでありまして。

その場合に、それぞれのうちのどれを取るかということについては、副作用の重篤度と発生頻度だ

けではなく、治癒の可能性、これは多分、被害者の方でもすぐに治るようなものなのかどうかというように、逆に言えば戻らないものには特に注意が必要になる。

それから、4番目はその薬品がどうしてもほかにはない、あるいは生命身体の救護にはどうしても必要というようなことがあるかどうか。こういった点を考えて、その上の幾つかのレベルのうちどの措置をとるべきかを考えないといけない。こういうことをすべき義務があったのにしなかったのが、民法上の不法行為に基づく損害賠償という責任を業者は負わされる、ということを行ったわけです。

事件では事後的な賠償責任が問われたわけではありますが、事業者としては特に物を売った後は、もうそれは古典的には所有権も買主に移っており、事後の監視義務みたいなものはないのかもしれないという疑いもないわけではないのですが、そうではなくて、特に薬品でこういう重篤な被害を生ずる蓋然性が判明したときには、その販売後もこういう監視をした上でやるべきことをやらなければいけないということがある、と説示した点で、我々の取り上げている製品等のリコール制度全体にも連なる1つ考え方を示したともいえるのではないかと思います。

次の製造物責任については省きます。

それから、次のページは差止めについてですが、流通に置かれたものを差止めるとか、直前で差止めということについての一般的な考え方は、法制度上どうなっているかというのを少し調べてみますと、一番上の行は民法等々の基本的なところで、これは省きます。公害に関連して、水俣病その他の判決例でも、この操業停止までが求められる場合もあるということを行った有名なものがありました。これもある意味では自主リコールを義務付けているのと近い。

さらに立法上は、その後に来た大気汚染防止法と水質汚濁防止法の中で、やはり人の健康や生活環境に係る被害に関し、そのおそれが生じたといったところで行政が動き出すことが定められた。これらは都道府県知事による行政の方の立場からなされるべき措置について置かれた定めであります。

他方で大気汚染防止法の25条では、被害者に対する事後的な無過失の事業者損害賠償責任が定められています。これは生命身体損害についてという形で、今、限定はされているわけですが、一般法である民法の過失責任主義よりも、一段厳しい責任を事業者に課しております。こういうところで大きく、つまり事前のおそれがあったときの国の介入、行政的な介入と、事後的な民間事業主体の無過失責任というものが、既に法制上でできているということです。なお、ここまでの賠償責任は民事上企業が被害者に対しどう責任を負うかという話がメインでありました。それに対して公的主体である国がどういう責任を負わされるのか、ほうっておいて規制権限を十分行使しなかったということによる被害者に対する責任がどう発生するかという観点から、国としてはもっと介入しなければいけないということが公法的な義務として出てくる。そういう内容を定める国家賠償法の話などがそこにまとめられております。

ただ、ここにありますように、国が責任を問われる場合に国が法的に要求される義務のレベルと、それから、Aで民間の事業主体が、私法上要求される義務のレベルとは少し違うのではないかと。国に特に介入権限の行使が期待されている部分についてのものなので、この国賠法についての判決例では著しく合理性を欠くような場合といった限定が付けられているのです。

更に、国については損失補償という制度がありまして、これは先ほど少し財政的な援助を、例えば

リコールする会社にしたらどうかという話が出ましたけれども、違法性や過失があるような（賠償責任を発生させるような）国の行為ではなく、適法な行為、あるいは不適法とか違法とかまではいえない国の行為から一定の損失がどうしても生じてしまう、という場合については、むしろ損失補償という形で、その損失者の不利益を填補してはどうか、損失補償ですと出所は税金からということになりますが、こういった制度との関わりも出てくるのだらうと思います。

の方は、今日やりましたいろいろな個別の省庁の話ですから飛ばします。

更に、日本では刑事法において、特に の業務上過失致死傷というのが実際にも適用されるケースがあったわけです。ここでもしかし、生命、身体に対する危険な行為ということが、基本的には業務の要件として言われております。それから、場合によっては殺人罪が未必の故意、そこに説明されていきますけれども、そういうのもあり得るということも、検察側から言われることがあります。

更に、最近の消費者契約法制においても、不当条項規制の中の瑕疵担保責任なんかのところでは、販売した製品等の修繕とか返品とか、消費者に引き渡した後の配慮を一定限度まですることを、販売した事業者が義務付けているものがあります。これは、販売事業者が私法的な義務として課されたもので、これをしない場合、買主である消費者は売主の事業者に対して責任を追及できます。なお、先ほど建築物等について、建築基準法などは公法的な規制が国土交通省から述べられましたが、これらの公法的介入と、今述べた司法的な責任追及とはともに、危険な客体（物）に対する安全対策・対応を主として関係する事業者が課すものという共通性があります。

更に注目すべきは、団体訴権が消契法の 12 条以下にできたことで、これは不当条項や契約上の詐欺的な行為に対する消費者団体による差止めを可能とするものですが、不当な、危険な契約条項に対する差止めができるのであれば、今後は危険な製品や施設に対する差止めというものも、消費者団体を通じてやっていくということがあり得るのではないかと、そこに回収の問題との関わりが出てくるのではないかと、思いました。

2 番目の経済学の話は、もうやめにしますが、一言だけ言わせていただければ、どうも経済学というのは余り国家の介入を好まない、むしろ自由主義と思われがちなのですが、損害が発生した後、どこまで事業者が填補すべきかというところにおいては、出てきた損害全部について責任を負うという形にしておくことが、一番効率的な安全設備や安全対応をおのずから充実させるということになっていく、それ以上でもそれ以下でもない、全部出てきた損害をカバーするという考え方が、制度的には大事だということを言っております。

これはむしろ被害者がたくさんいるのに、そのうちの、例えば 3 分の 1 しかクレームを付けないというときには、逆に 3 倍の額に増やしておくことの方が、より正当なんだというような主張になって表われております。この辺が個別の訴訟や訴えなどをベースにする法律学の考え方に対して、より産業全体を見ていくような経済学の考え方の広さ、1 つの特色が出てきていると思います。

そして、回収というような話というのは、産業全体に広がっていく損害や危害を食い止めるという視点があるわけですので、この経済学的な発想との親近性があるという感じがして、それを付け加えております。リコールについては、そういう点からの評価もあり得るだらうということであり、以上、法律的な観点、それ以外の観点、と複眼的に、リコールの考え方の基礎を探り、整理

を試みました。

升田委員長 よろしいですか。ちょっと他の委員の方の御意見も伺わないといけないと思いますのと、先ほど紹介いたしましたように、先ほどの論点整理案は前回までの各委員の御意見をまとめたもので、これを踏まえて、先ほどの共通指針の策定案をつくるという作業に入りますので、その前提で御意見をいただければと思います。

それでは、そのほかの委員の方で何かございますか。

大前委員どうぞ。

大前委員 2ページのリコール開始の意思決定のところの4番目の なのですが、乳幼児・児童、高齢者、障害者、妊娠した女性とございますけれども、2つ提案がありまして、1つは妊娠した女性の後に胎児を入れていただきたいというのが1つです。胎児もここにあるようないわゆる弱者で、一番弱者だと思うんですけれども、胎児が消費者になるかどうかということはあるかもしれませんが、それをに入れていただきたいです。

もう一つは、出てくる障害が不可逆的なものなのか、あるいは治るものなのかという観点がやはり重要だと思いますので、もう一つは不可逆的な障害が出てきた場合は危険度を高く評価するという形ですね。これも入れていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

升田委員長 いかがでしょう。

野村消費者安全課長 御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。特に第一点目の胎児は、人格としてどう整理できるかという議論もございますので、そこをまた関係者と相談をして整理させていただきたいと思います。

大前委員 食品あるいは薬品を考える限りは、やはり胎児というのは非常に感受性が高い個体ですので、まだ生まれる前でございますけれども、やはり独立したものとして入れた方がいいのではないかと思います。

野村消費者安全課長 はい。前向きに検討させていただきます。

升田委員長 原委員、どうぞ。

原委員 前回のリコールの検討のときに欠席をいたしましたので、大変恐縮ですが質問と意見を2つします。

質問は、リコール促進ということで、この場合リコールはよく日本では自主回収と訳しますけれども、この用語の解説を見ると、安全に関わることについてのリコールという限定で、仕組みをつくるということでもいいのかどうかということです。先ほどの農水省の説明は、いろんな自主回収が入ってきて、非常にばらばらしているという感じがしたので、安全性に関するリコールに限定をして、制度設計をするのかという質問が1つです。

それから、2つ意見があるのですが、1ページに共通指針の基本的な考え方ということで、2つ目の に対象品の危険性について適切な情報の収集というのが書かれているのですが、主語が明確でないです。

廣瀬委員のペーパーの中にありました事後を監視する義務というのは、これは事業者にも行政にもあると思いますので、この適切な情報の収集や分析評価というところを、一体だれが責任を負うのか

ということを明確にした形で、立てられた方がいいのではないかというのが意見です。

もう一つの意見は、3ページの「6. リコールの広報・伝達」というのが書かれているのですが、ここに書かれている内容も非常に少し混在しているような印象がありまして、やはり主体と責務、だれが主体であり責務を負うのかということと、それから、2つ目は手法ですね。3つ目が配慮する事項ということで、少し切り分けて整理をしていただいた方が、明確になると思います。

全体に責任主体がはっきりしないという印象がありますので、行政もできることがあるし、事業者はやらなければならないということもあると思いますので、工夫していただきたいと思います。

以上です。

升田委員長 まず、リコールというのは別に自主回収ではないと思います。それから、今の文章の御指摘は、全体的に必要な事項をまず書いてあって、受け身になっていたりして、その関係から省が必ずしも明確ではないんです。

だれがやるかについては、連携・協力のところで別途検討事項がありまして、それを踏まえて、今回は論点整理という形で示させていただいていまして、いろんな委員の御指摘を踏まえて、共通指針の策定という中に、それを具体的に盛り込むというところで、指針の中には司法が当然のことですけれども、入らないと、だれがどうするかわからないというプロセスではないかと思いますが、事務局の方からありますか。

野村消費者安全課長 委員長の御説明のとおりでございますけれども、まず1点目の安全を対象にしているのかというのは、これは前回、昨年度の内閣府でのリコールに関する研究会の御紹介をさせていただく中で、これまでの政府内でのリコールの検討状況の御紹介をさせていただいたんですが、平成17年に消費者基本計画でリコールの強化ということが位置づけられて、当面の消費者へのわかりやすい効果的な処方箋の在り方等に検討しなさいと。

その後、横断的な指針をつくって、更に分野別指針をつくってということが、プログラムされてございます。ここはテーマとしては、安全のためのということでやってきてございます。ただ、ここは前回の委員会でも御議論ございましたけれども、財産的損害はいいのかとか、ヒヤリハットはどうするのかという御議論がございました。

共通指針をつくるに当たりましては定義づけ、対象範囲が何なのかを明確化する必要がございますので、まずは安全と定義づけをさせていただいてございます。ただ、ふくらみが出る部分、準用できる部分があるのではないかと御指摘を踏まえて、相談を進めさせていただきたいと思っております。

それから、主語や記述等に関しましては、2.以降は指針に反映させることを前提にしてございまして、主語がない部分は基本的には、事業者あるいは事業者団体が主語だと理解して読んでいただければ、おおむね御理解いただけるのではないかと考えておりますが、不十分なところは再度精査をいたしたいと思っております。

升田委員長 ほかにいかがでしょうか。東委員どうぞ。

東委員 2点、意見ということですが、3ページ目のリコールの広報・伝達のところに2点とも関わるのかと思うのですが、まず、今回の論点の整理のところでは、何か問題が起こったときに、リコ

ールが発生したときに、どういうふうに伝えていくかということになっていると思うんですが、その前提として、リコールという仕組み自体がどんな重要性を持っているとか、効果があるかなどということ、やはりまだまだ消費者は知らない方というのはたくさんいるように思いますので、その部分も何か啓発的な意味も含めて、対応に踏み込めないのかなという意見を持っております。

2点目は、リコールの最終的な目標は、一人ひとりの消費者にそれが届くということにあるわけです。そうしますと、弱者ということばが適切ではないのかもしれませんが、情報が届きにくい人に、いかに情報、広報や伝達ができるかということが、非常に重要になると思います。

そうしますと、従来の媒体以外にも、例えばソーシャルネットワークのようなものを活用したりとか、もう少しそういった配慮すべき事項というのに当たるのかもしれませんが、多少のその辺りについても、含み込めることができないのかなという意見でございます。

以上です。

升田委員長 ほかにございますか。越山委員どうぞ。

越山委員 この全体を通してなんですけれども、一番重要な基本的な姿勢に関する点として、リコール情報の共有化や公表のスキームというのが抜けているのかなと思っております。

これはどういう意味かという、先ほどからお話がありましたとおり、ある企業はホームページでこっそりやっているとか、知らないうちにやめてしまっているとか、どこにどの製品のリコール情報、リコールをやっているのかどうかという情報が集められるのかという点です。大きな項目としてリコール情報の共有や、情報の管理みたいなものがあるべきなのかなと思います。

7項のリコールのモニタリングのところでは、事業者団体、消費者団体等がありますけれども、要は消費者に対して実施状況がわかるようにということが書いていないので、それは読み切れないという理由です。

もう一点が、最後のページの用語の定義の箇所なんですけれども、リコールというのは基本的には販売前の措置ではなくて、販売後または市販後、または施工後とか、要は販売の後の安全管理であるということが抜けているのかなと思っております。

最後にもう一点、やはりリコールの方法の箇所で、いきなり回収だとかいろいろ書いてありますけれども、リコールというのはその製品を使っていると危険だから、まず使用を中止しないといけないとか、要は消費者に対する危険性の伝達という点が最優先するお話であって、その次に回収だとか修理の方法を、消費者に対して協力を求めるようなものであるのかなと思っております。そういう意味で、まずその危険性の告知みたいなものが、最初の辺りに入れておいた方がよろしいのかなと思っております。

以上です。

升田委員長 青木委員どうぞ。

青木委員 済みません、部門横断的に指針をつくるということで、やはり非常に重要なのが標準化だと思うんですが、最後の要望のところというのがありまして、非常に弱いと思うんです。

リコールについて、かなり長所は幅広く、回収だけではなく注意喚起も含めてとらえられるというお話だったと思うんですが、安全性を欠く場合というもので限定をしていまいますと、これは消費者

の段階で実際に今、自主回収や、先ほど関係省庁から御説明がありましたように、表示の誤表示であったり、公的なところの転職案件もあるわけですので、限局した形ではなく、むしろ各それぞれがばらばらにやっている要望を、消費者向けには統一するという考え方をさせていただいて、この中では安全性が送られるのが最優先ですが、それ以外に健康危害が発生しなくても、情報が不適切であった、あるいは誤表示、公表の内容とか、法的な要件あるいは不良。こういうものは是非プラス分類、先ほど薬事法ででておりましたが、あれも薬事法の中での法的な範囲なので、程度の表現、プラス分類、この辺を用語として統一していただくと、何のリポートなのかということが、非常に消費者にとってはわかりやすいのではないかと思います。

ですから、3ランクぐらいで言葉も見出しのような形で、これは健康の安全性の問題があるのか、あるいは表示の問題なのかとか、そういうような見出し付きのクラス分類を是非、盛り込んでいたきたいということと、リコールの定義については安全性だけではなく、信頼性の問題ですとか、そういう問題も含めた定義としていただければいいと思っております。

もう一つ、用語の定義として方法論についても、これも非常に大事だと思っております、回収という言葉を使うのか、注意喚起という言葉を使うのか、修理・交換にするのかというのは、これも各クラスの分類の中で、行為についてはある程度統一した用語にさせていただくと、それぞれ法的な言葉が微妙に違ったり、分類の程度が非常に違うところが標準化してわかりやすくなるのではないかと思います。よろしく願いいたします。

升田委員長 ありがとうございます。

毎回多くの委員の方から非常に充実した意見をいただいて、非常にそれはそれで重要なことだと思うんですけども、何分たくさん委員の方の時間も、適切に私の方でやはり管理しないといけないということもございますので、ほかにも多分御意見がおありだと思いますが、先ほど申し上げましたように、論点整理を更に、今日いただいた意見を踏まえまして進めますとともに、最終的には分野横断的な共通指針というものを策定するという方向で、今、作業を行おうとしているわけです。

いずれかの時点で、その共通指針の案というものをまたお示しして、その中には先ほど議論いただきました文章的にも定義的にも、システムとしてどうするかということも含めまして、多分記載される予定ではあるわけで、そういったところでまた御意見をいただく機会があると思うんですが、いずれにしても、具体化していかないといけないということでもあります。

できるだけ多くの委員の方の共通した意見を反映できるようにすべきだとは思いますが、今日の段階でなお、まだ意見が言いたいんだという方も、こうお顔を拝見していますとおありのように思いますので、次回までのしかるべき時期までに、非常にお忙しい中恐縮ですが、時間が時間でして今日はこの辺りで終わらせていただきたく思いますが、また書面またはメールで事務局の方までお寄せいただければ、またそれを委員の方に配付させていただくとともに、論点整理等々に反映させていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

升田委員長 それでは、今日の案を踏まえまして事務局の案をベースにして、更に論点整理等の作業を進めてまいりたいと思います。

内閣府におかれましては、そういうことを踏まえながら、分野横断的な共通指針の策定を進めていただきたく思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後ですけれども、この機会に特に何かございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の予定は以上でございますけれども、事務局の方から連絡事項等ございましたらお願ひします。

野村消費者安全課長 ありがとうございます。では、リコールに関する論点指針は御意見を踏まえて、更に整理させていただきまして、ただ、共通指針の方は関係省庁との調整、あとパブリックコメント等の手続がございますものですから、できるだけ早い段階で、その部分だけ切り出した形でもう一度お諮りごらんいただく機会をつくらせていただければと思ひてございます。

今後の予定でございますが、次回でございますけれども、既に御案内させていただいてございますが、来月の12日に同じこの場所で、同じ時間帯をお願ひをさせていただければと思ひます。

テーマといたしましては、これまで出てきてございます論点のうち、重大事故情報の報告、公表制度について1つ。それから、消費者教育やリスクコミュニケーションの関係をとり上げた方がという御指摘をいただいておりますので、これらに関しまして関係機関からヒアリングをさせていただいた上で、御議論をいただく形で進めさせていただくことを予定してございます。

それから、12月2日には製品の関係のワーキンググループも開催する予定にしてございますので、こちらもお都合がつく範囲で御出席をいただければと思ひてございます。

失礼しました。12月12日は15時から17時にこの場所でということでございます。訂正させていただきます。よろしくお願ひいたします。

升田委員長 12月12日の15時ということになっております。それで、委員の方の御意見ですけれども、本当であればいつでもいいんでしょうけれども、資料を整えるという意味もありますので、来週の水曜日ぐらいまでいかがでしょうか。3日ぐらいまでに事務局の方までお寄せいただければ、確実にということにさせていただけたらと思ひます。

それでは、本日の予定は以上でございます。終了させていただきたいと思ひます。

本日はどうもありがとうございました。